

**南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

本実施要項は、南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託に係る契約の受託候補者（一者）を公募型企画提案方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めたものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託

(2) 業務内容

別紙南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 運行業務委託期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（長期継続契約の予定）

(4) 事業費限度額

年額127,578,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※見積書には、1年間の運行業務に係る費用を記載すること。

3. 選定方針

受託候補者の選定は、南知多町の職員で構成する「南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託に関する企画提案審査会」（以下、「審査会」という。）において、業務実績等による評価、企画提案書等による評価、提案価格書の評価の審査を実施し、評価の合計点が最も高い者を受託候補者に、次に合計点が高い者を次点候補者として選定する。

4. スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和5年 1月30日（月）
(2) 質問受付期限	令和5年 2月 8日（水）午後5時（必着）
(3) 質問書に対する回答	令和5年 2月10日（金）
(4) 参加表明受付期限	令和5年 2月15日（水）午後5時（必着）
(5) 参加資格審査結果通知	令和5年 2月20日（月）
(6) 提案書等提出期限	令和5年 3月 3日（金）午後5時（必着）
(7) 選定結果通知	令和5年 3月10日（月）
(8) 契約の締結	令和4年 4月下旬（予定）

5. 審査会等の構成

企画提案審査会及び事務局については、以下のとおり。

(1) 審査会

町職員 5 名（副町長、総務部長、建設経済部長、厚生部長、教育部長）

(2) 事務局

南知多町 総務部 まちづくり推進室 地域振興係（担当：内田・森）

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電話：0569-65-0711（内線331・332）

FAX：0569-65-0694

メール：chiiki@town.minamichita.lg.jp

6. 参加表明

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
④	業務経歴書（様式第4号）	契約書の写しも添付すること。
⑤	印鑑証明書の写し	※発行3か月以内のものであること。
⑥	その他町長が必要と認める書類	

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和5年2月15日（水）午後5時必着

(4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(5) 書類の配付

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和5年2月15日（水）まで、町ホームページ上で配布する。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、令和5年2月20日（月）までに電子メールにより通知する。

7. 参加資格要件

「6. 参加表明」に係る提出書類は、企画提案書の提出を要請する参加者（以下、「参加要請者」という。）を選定する基礎資料とする。本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 本事業の公募開始日から契約締結日までに、本町から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治体におけるコミュニティバス運行等に関する事業の受注経験があること。

8. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法

質問書（様式第5号）を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

② 受付期間

令和5年1月30日（月）から令和5年2月8日（水）午後5時必着。

(2) 回答

① 回答方法

町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

② 回答日

令和5年2月10日（金）までに順次回答する。

9. 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要項及び仕様書等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、電子データが保存されているCD-R等を1部提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案概要書（書式自由）

企画提案の概要をA4判1枚（両面印刷可）で作成すること。

② 企画提案書（書式自由）

記載事項は、「南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託仕様書」（別紙）の内容を踏まえ、以下の項目及び順番に沿って記載すること。

ア 業務スケジュール

- ・仕様書等を踏まえ、令和5年10月1日の運行開始に向けた準備スケジュールについて記載する。

イ 運行車両

- ・事業者が用意する運行車両2台、予備車両1台の仕様等
- ・保管場所及び管理体制等
- ・乗降カウントシステム、バスロケーションシステム、ICカードシステム等の導入

ウ 運行体制

- ・乗務員の体制、教育方法、安全対策等

エ OD調査

- ・調査方法等

オ その他

- ・利用者増のための独自提案

③ 提案価格書（書式自由）

「運行業務委託設計書」（別紙）の各項目の内訳がわかるよう価格明細を作成し提出すること。契約は5ヶ年で行うが、提案価格書には1年間の運行業務に係る費用を記載すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和5年3月3日（金）午後5時必着

(4) 提出部数

正本を1部、副本を6部提出すること。

10. 選定の方法

選定は以下のとおり行うものとする。

(1) 審査員の個人評価

あらかじめ設定した基準に基づき、審査員が企画提案書の評価・採点を行う。ただし、必要に応じて事務局より電話でヒアリングを行う場合がある。（プレゼンテーションによるヒアリングは行いません。）

(2) 審査会での討議・総合評価

審査員個人の評価をもとに、審査会において、評価の理由や観点について確認・討議を行い、それに基づき審査員個人が再評価を行ったうえで集計し、審査会としての総合評価とする。

(3) 最優秀提案者の選定

審査会としての総合評価において、合計点数が満点の6／10以上の者の中から、最高得点となった者を最優秀提案者として受託候補者に選定する。

(4) 評価が同点となった場合

次の順序で上位の提案を選定する。

- ① 提案価格の低いもの
- ② 提案の合計点が上位の者

1 1. 選定結果

選定の結果は以下のとおりとする。

- (1) 選定した企画提案書の提出者及び選定されなかったものに対しては、文書によりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日町ホームページで公表するものとする。なお、審査内容及び選定結果に対しての異議は認めない。
- (2) 選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して7日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

1 2. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 見積金額が本要項に示した事業費限度額を超える場合

1 3. 契約等

受託候補者と見積合わせ等の契約交渉を行った上で、契約手続きを行う。ただし、受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。

なお、令和5年度南知多町予算において、仕様書に記載された内容の予算が確保されなかった場合、本要項において決定した事項は全て無効とする。

1 4. その他

その他、留意事項は以下のとおりである。

- (1) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (2) 企画提案に係る諸費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出を認めない。
- (4) 提案書の著作権は、企画提案書提出者に属する。ただし、町が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 町に提出された書類等は、審査及び説明を目的とする場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等が南知多町情報公開条例(平成12年南知多町条例第42号)に基づく開示請求の対象となった場合は、提出者の意見を聴取した上で開示の可

否等を決定する。

(7) 前号により開示する場合、町がその写しを作成し使用することができるものとする。

(8) 本要項に定めるものの他必要な事項については、審査会が定めるものとする。